議案第33号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例(平成12年加西市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度」を「令和元年度から令和2年度」に、「33,480円」を「27,900円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,900円」とあるのは、「46,500円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,900円」とあるのは、「53,940円」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の加西市介護保険条例第6条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料から適 用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(審議資料)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)の施行に伴い、第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されたことから、所要の改正を行うもの。

【概要】

第1号被保険者の保険料につき、第1段階から第3段階まで軽減を行うため保険 料改定を行う。

	第7期(平成30年度)					第7期(令和元年度)		
所得段階	所得段階の内容	割合	保険料		所得段階	所得段階の内容	割合	保険料
1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市 民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合 計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下	0.45	33,480円		1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市 民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合 計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下	0.375	27,900円
2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公 的年金等収入と合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下	0.75	55,800円		2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公 的年金等収入と合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下	0.625	46,500円
3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公 的年金等収入と合計所得金額の合計 が120万円超	0.75	55,800円		3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公 的年金等収入と合計所得金額の合計 が120万円超	0.725	53,940円
4段	4段階~11段階 (略)				4段階~11段階 (略)			